

大槌都市計画地区計画の決定（大槌町決定）

都市計画町方地区地区計画を次のように決定する。

名 称	町方地区地区計画	
位 置	岩手県上閉伊郡大槌町上町、本町、末広町、大町、新町、須賀町、栄町、大槌第 17 地割及び小槌第 32 地割の各一部	
面 積	約 29.6 h a	
地区計画の目標	<p>本地区は、東日本大震災より以前は、城山を囲むように多くの店舗や事業所、住宅が集積し、中央公民館や町役場、JR 山田線大槌駅等の主要な公共公益施設が立地する大槌町の中心地となっていた。</p> <p>東日本大震災における津波では、地区のほぼ全体が被害を受け、大槌町東日本大震災津波復興計画においては、安全・安心に配慮したうえで、引き続き町の中心的市街地として復興する地区と定められた。そして、震災復興土地区画整理事業などの多くの事業が導入され、町全体の復興の牽引役となるとともに、中心市街地としての機能を集約した活力ある市街地の形成を目指している。</p> <p>本計画は、土地利用及び建築物等を適切に誘導するとともに、住宅・商業・業務の調和のとれた、活力ある健全な中心市街地の形成の誘導及び維持増進を図ることを目的とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>本地区は、大槌町の歴史的な中心地であることから引き続き町の中心として再興することとし、JR 山田線より北側を嵩上げて市街地を集約して、安全な生活の場を確保する。</p> <p>旧街道沿いには、公共公益的な施設や商業施設の立地を計画あるいは誘導し、中心市街地として再興するとともに、必要に応じて盛土等により安全性を高める。</p> <p>震災復興土地区画整理事業により、御社地及び大槌駅周辺を商業業務系用地、その東側の大槌川沿いを産業系用地として整備を行う。</p> <p>大槌駅の周辺では、交通結節点にふさわしい広場等の空間整備を図る。</p> <p>主要な公共公益施設は、施設の安全性や利便性を考慮して、町役場（仮庁舎）や中央公民館の周辺、御社地の周辺に配置する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>建築物の建替え等を通じて地区の目標とする市街地の形成を図るため、建築物等の整備の方針を以下のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地区の健全な市街地環境の形成を図るため、建築物の用途の制限を定める。 2. 調和の取れた住環境の形成を図るため、建築物等の高さの最高限度を定める。 3. 地区の良好な街並みの形成を図るため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 4. 災害時の防災性を確保するため、震災復興土地区画整理事業の造成工事竣工時の地盤面の高さを維持する。 5. 良好な住環境の向上と防災性の向上を図るため、垣、又はさくの構造の制限を定める。
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	-

地区整備計画書

地区整備計画に関する事項	地区の区分	地区の名称	商業地区A	商業地区B
		地区の面積	約5.4ha	約11.4ha
	地区施設の配置及び規模	-	-	
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、本地区計画変更に係る都市計画決定時において既に建築されているものについてはこの限りでない。</p> <p>1. 畜舎。ただし、ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で15㎡以下のもの並びに動物病院及びペットショップその他これらに類するものを除く。</p> <p>2. 建築基準法施行令第130条の2の2第二号に掲げる処理施設（産業廃棄物処理施設）</p> <p>3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第二条第六項各号に該当する店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物。</p>	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、本地区計画変更に係る都市計画決定時において既に建築されているものについてはこの限りでない。</p> <p>1. 畜舎。ただし、ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で15㎡以下のもの並びに動物病院及びペットショップその他これらに類するものを除く。</p> <p>2. 建築基準法施行令第130条の2の2第二号に掲げる処理施設（産業廃棄物処理施設）</p>	
	建築物の敷地面積の最低限度	-	-	
	建築物等の高さの最高限度	20m	20m	
	壁面の位置の制限	-	-	
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>1. 建築物の屋根及び外壁の色彩は、原色を避け、落ち着いた色調とし、周辺の環境と調和したものとする。</p> <p>2. 地盤面の高さは、震災復興土地地区画整理事業の造成工事竣工時の高さを維持する。</p>		
	垣又はさくの構造の制限	-	-	

地区整備計画書

地区整備計画	地区の区分	地区の名称	住宅地区
		地区の面積	約 12.8 h a
	建築物等に 関する 事項	地区施設の配置及び規模	-
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、本地区計画変更に係る都市計画決定時において既に建築されているものについてはこの限りでない。 1. 畜舎。ただし、ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で 15 m ² 以下のもの並びに動物病院及びペットショップその他これらに類するものを除く。
		建築物の敷地面積の最低限度	-
		建築物等の高さの最高限度	20m
		壁面の位置の制限	-
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1. 建築物の屋根及び外壁の色彩は、原色を避け、落ち着いた色調とし、周辺の環境と調和したものとする。 2. 地盤面の高さは、震災復興土地区画整理事業の造成工事竣工時の高さを維持する。
		垣又はさくの構造の制限	道路及び公園、公共空地に面してコンクリートブロック塀等をつくる場合、高さを 0.6m以下とする。

「計画区域、地区整備計画区域及び地区の区分は、計画図表示のとおり」

理由：安全・安心に配慮され、住宅・商業・業務の調和のとれた、活力ある健全な中心市街地の形成を図ることを目的として、地区計画を決定する。